

(陳受22第14号)

憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことに関する陳情

受理年月日

平成22年 5 月27日

陳 情 者

陳 情 の 要 旨

憲法違反である永住外国人への参政権を付与した選挙は、憲法で保障された国民固有の権利である参政権を侵害するため、これを実施しないことを求める。

憲法に違反する法律によって選挙を実施すれば、国民主権が侵害され、国民の民意によらない議員によって、日本人より外国人を重視した地方議会及び行政が運営される危険性がある。

この弊害は、特に人口の少ない地方や永住外国人の多い地方で著しく大きい。

憲法違反の選挙が既成事実となれば、地方のみならず国の主権、安全保障などに外国からの干渉を受けることになり、国家の存立にとって重大な危機となる。

よって、下記のとおり陳情する。

記

- 1 憲法、及び最高裁の判例に基づき、永住外国人には参政権がないことを確認し、永住外国人に参政権を付与する特例法が成立した場合でも、国の最高法規である憲法に違反した法律であるため、永住外国人に参政権を付与した選挙は実施しないこと。
- 2 永住外国人に参政権を付与する法案が成立した場合、議会は法律の廃止を国に強く要望すること。